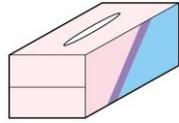


○ これらは「その他の古紙」です（主な例）

出し方の詳細は裏面参照



●お菓子の紙箱



●ティッシュの紙箱
(ビニールは取り除く)



●包装紙



●チラシ・パンフレット



●メモ用紙・プリント類



●はがき（圧着はがきは除く）



●封筒（窓あき封筒のフィルムは取り除く）



●カレンダー（金具は取り除く）



●紙袋（持ち手が紙以外のものは取り除く）



●トイレットペーパーの芯

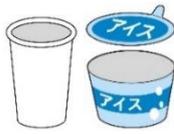
✕ これらは混ぜないで！ リサイクルできない紙類は生活ごみへ



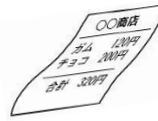
×においのついた紙（石けんの包み紙、洗剤や線香の紙箱など）



×汚れた紙（油のついた紙、使用済みのティッシュペーパーなど）



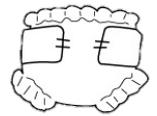
×防水加工された紙（紙コップ、紙皿など）



×感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）



×カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の伝票など）



×使い捨て紙おむつ、ペット用トイレシート

×写真 ×油紙 ×金、銀などの金属が箔押しされた紙 ×昇華転写紙（アイロンプリント紙、靴やカバンの詰め物など）
 ×感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙） ×複合素材の紙（プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの） ×合成紙（プラスチック製品で、正確には紙でないもの）

●紙製容器包装のリサイクルマーク  がついていても、上記のものはリサイクルできません。



※SDGsの17のゴールのうち、12の「つくる責任 つかう責任」をめざす取組です。

「その他の古紙」は地域の集団回収へ



「その他の古紙」回収体験袋

＜地域の集団回収でご活用ください＞

◎「その他の古紙」って？

○新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の、リサイクルできる紙資源のことです。

【例】お菓子の紙箱、紙袋、包装紙、封筒、ちらし

※品目の詳細は裏面をご覧ください。



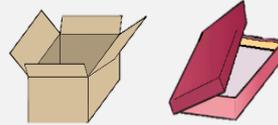
生活ごみの中に
その他の古紙が
9.4%も！



この袋は、「その他の古紙」の回収を促進するために作成したものです。
体験・保管用としてお使いください。

Q:「その他の古紙」は何にリサイクルされるの？

A:ダンボールや紙箱などに再生されます。



堺市環境マスコット
キャラクター「ムーちゃん」



「その他の古紙」の出し方と注意点

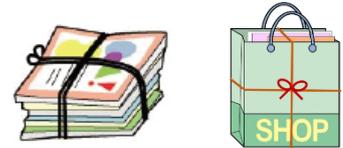
大きさをそろえ、雑誌があれば一緒に、またはご家庭にある紙袋に入れて、ひもで十文字にしばります。

▼紙以外の部分(金具やビニール、プラスチックなど)は取り除きます。

▼紙箱は開いて平らにする。メモなど小さな「その他の古紙」は、雑誌への挟み込みも可能です。

▼できるだけ紙ひもを使ってください。紙ひもは古紙と一緒にリサイクルすることができます。

※上記は基本的な分類・出し方です。回収業者によって出し方が異なる場合がありますので、詳細は登録団体や回収業者に確認してください。



対象品目や出し方等の詳細は、市ホームページでも紹介しています⇒



堺市 その他の古紙



堺市 環境事業部 資源循環推進課 TEL 072-228-7479 FAX 072-228-7063